主 文

本件申立を棄却する。

理 由

本件は当裁判所がさきに、被告人Aがした上告の申立について、その上告趣意は 刑訴四〇五条各号の事由に当らないものとして、同四一四条、三八六条一項三号に より右上告を棄却した決定に対し、別紙のような理由により異議を申立てるもので あるが、右のごとき当裁判所の決定に対し異議の申立をなしえないことは、当裁判 所の判例とするところであるから(昭和二五年(す)第二五七号、同二六年一二月 二六日大法廷決定)、本件申立は不適法として棄却すべきものとし、裁判官一致の 意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年四月三〇日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
- 郎	唯	村	谷	裁判官